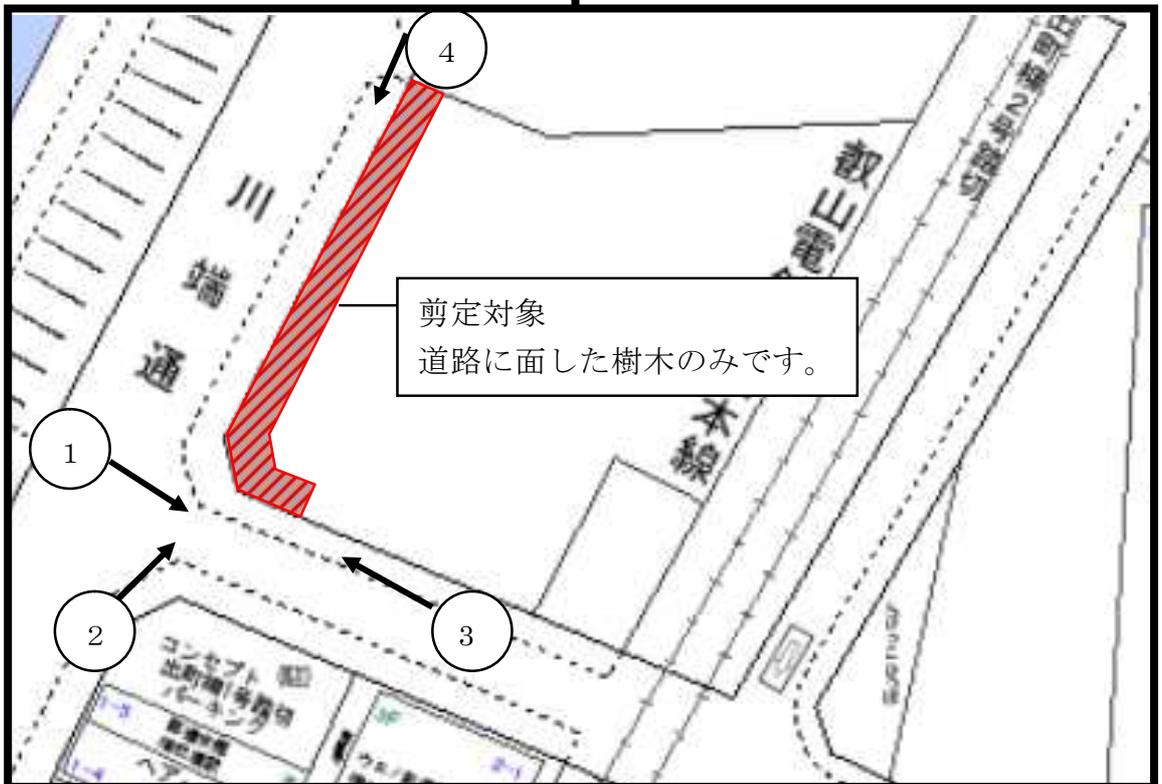


仕 様 書

都市計画局住宅室すまいまちづくり課
担 当 （ 浅 田 ・ 小 笹 ）
TEL 0 7 5 - 2 2 2 - 3 6 6 3

- 1 件 名 養正市営住宅6棟跡地南側緑地樹木剪定作業
- 2 履行期間 契約の日の翌日から令和8年3月27日（金）まで
- 3 履行場所 養正市営住宅6棟跡地南側緑地（京都市左京区田中馬場町16-3他）
- 4 業務内容 樹木（カイツカイブキ、クロガネモチ）の剪定（対象は、別紙資料参照。）
剪定により生じる枝葉等の適切な処分
- 5 支払条件 業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認
のうえ、本業務に係る経費を支払う。
- 6 その他
 - ・ 本仕様書に定めのないことやその他詳細については、本市に確認を行うこと。
 - ・ 作業日は、土曜日、日曜日、祝日を除く。
また、作業時間については、午前9時から午後5時までに行うこと。
 - ・ カイツカイブキは、敷地外周フェンスを基準に敷地外側は20cm以内、敷地内側は120cm以内とし、高さ2.5m以内に剪定してください。
 - ・ クロガネモチは強剪定してください。
 - ・ 本業務の実施で生じる発生材（幹・枝葉）については、適切に処分すること。
 - ・ 発生材（幹・枝葉）は、現場に仮置きすることなく、即日、処分すること。
なお、処分先の都合等、やむを得ず現場での仮置きを行う場合は、本市担当者と協議
のうえ、仮置き場所や安全対策の方法に関する指示を受けること。
 - ・ 作業を行う際、写真撮影を行い、作業終了後は、完了届とともに作業写真（作業前、
作業中及び作業完了時）を提出すること。
 - ・ 本業務の実施に伴い道路の規制を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けるこ
と。
 - ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
 - ・ 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当者に連絡すること。
また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任に
おいて対応すること。
 - ・ 受託者は、受託者の責に帰する理由により施設等を損傷させた場合、受託者の責任に
おいて復旧するものとし、事故等発生の原因及び状況等について速やかに本市担当者ま
で報告すること。
 - ・ 作業に関する車両については、養正市営住宅6棟跡地南側緑地内に駐車すること。

付近見取図



①



②



③



④



(参考)

過去の当該樹木の状態です。可能な限りこの状態に近づくよう剪定してください。

